

参考 毎月勤労統計調査の説明

1 調査の目的

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

2 調査の対象

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する事業所であつて常用労働者を雇用するもののうち、常時5人以上を雇用する事業所。ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は調査の対象から除外している。

3 抽出方法

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

第一種事業所（規模30人以上）は、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した名簿から都道府県、産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、平成30年1月分以降、原則として、毎年、全体3分の1ずつ入れ替え、各組は3年間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1ずつ入れ替え、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

4 用語の定義

（1）現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

「現金給与総額」とは、以下に述べるきままって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

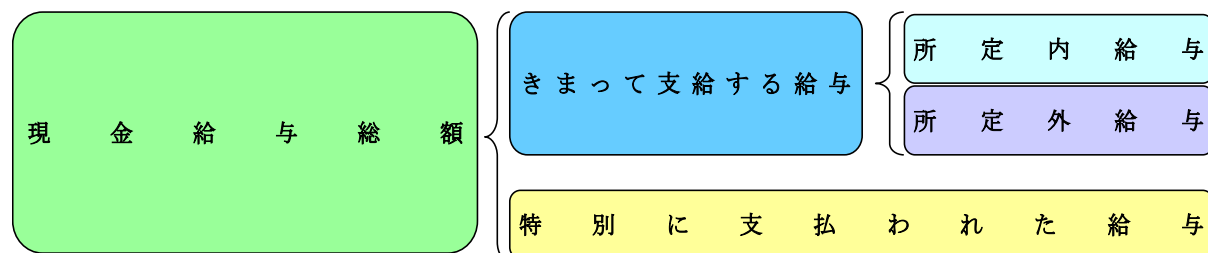
「きままって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

「所定内給与」とは、きままって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

「所定外給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 支給事由の発生が不定期なもの
- ③ 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当など)
- ④ いわゆるベースアップの差額追給分



(2) 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

「総実労働時間」とは、次の所定内労働時間と所定外労働時間の合計。

「所定内労働時間」とは、労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間のことである。

「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間のことである。

「出勤日数」とは、業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

(3) 常用労働者

「常用労働者」とは、

- ① 期間を定めずに雇われている者。
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者のことをいう。

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者のことをいう。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

のいずれかに該当する者のことをいう。

(4) 労働異動率

労働異動率は、事業所における雇用の流動状況を示す指標として作成するものである。算定は次の式による。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{調査期間中の増加(減少)常用労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数}} \times 100$$

(5) 賞与

令和5年の夏季賞与は、令和5年6月から8月までの、令和5年の年末賞与は、令和5年11月から令和6年1月までの「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したもの。

5 結果推計方法

(1) 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = \frac{E}{e_0}$$

r ----- 推計比率（産業、規模別）
 E ----- 前月末母集団労働者数（産業、規模別）
 e₀ ----- 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

(2) 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

\bar{a} ----- 各種平均値
 a ----- 各種調査数値の合計
 e₀, e₁ ----- 前月末及び本月末調査労働者数
 (いずれも本月分調査票)

(3) 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記（2）のa）に推計比率（上記（1）のr）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別及び就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

\bar{A} ----- 各種平均値
 a ----- 各種調査数値の合計（産業、規模別）
 e₀, e₁ ----- 前月末及び本月末調査労働者数
 (産業、規模別)
 r ----- 推計比率（産業、規模別）
 Σ ----- 産業又は規模について合計をとることを示す記号

(4) 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記（2）におけるe₀、e₁）に推計比率rを乗じたもの（e₀・r、e₁・r）のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの（Σe₀・r、Σe₁・r）である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求められている。

6 指数等の解説

(1) 指数の作成

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。

(2) 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

賃金の購買力を示す指標として、実質賃金指数を次の算式によって作成している。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の（名目）賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数（佐賀市、持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

(3) 指数の年平均

指数の年平均は全て、各月の指数の単純平均により算出している。

なお、実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについて、年平均をとったものの比率で算出する。

(4) 指数の基準時

現在の指数の基準時は、令和2年（2020年）である。

(5) 指数の改訂

これらの指数は、①基準時の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、②常用労働者数のベンチマーク更新という2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は原則改訂しない。ただし、実質賃金指数の計算に当たっては、名目賃金指数と消費者物価指数の基準時を同じとするが、消費者物価指数は、増減率が改訂される場合があることから、実質賃金指数の増減率は過去に遡って改訂されることがある。

② 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

単位集計区分ごとに前月の補正後の母集団労働者数に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。

常用労働者数のベンチマークの数値については、事業所の全数調査である「経済センサス-基礎調査」等の結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。